

○国土交通省告示第六百九十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の六の表(二)の項に基づき、建築設備についての検査等と併せて検査等を一体的に行うことが合理的である防火設備を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

建築設備についての検査等と併せて検査等を一体的に行うことが合理的である防火設備を定める件

建築基準法施行規則第六条の六の表(二)の項に規定する建築設備についての検査等と併せて検査等を一体的に行うことが合理的である防火設備は、防火ダンパーとする。

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。